

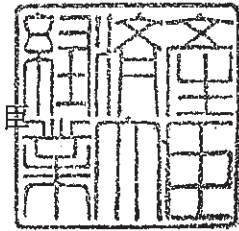
経済産業省

平成22・02・08原第21号

平成22年12月3日

原子力委員会委員長 殿

経済産業大臣



九州電力株式会社玄海原子力発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（諮問）

九州電力株式会社 代表取締役社長 眞部 利應から平成22年2月8日付け原発本第326号（平成22年11月24日付け原発本第184号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので、法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

本件申請に係る変更内容は、九州電力株式会社玄海原子力発電所の1号、2号、3号及び4号原子炉施設に関し、以下のとおりである。

- ・ 3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力を変更する。
- ・ 3号炉の核燃料物質取扱設備の一部及び使用済燃料貯蔵設備を1号、2号、3号及び4号炉共用とする。
- ・ 4号炉の使用済燃料貯蔵設備（一部1号、2号及び4号炉共用、既設）を1号、2号及び4号炉共用とする。
- ・ 蒸気発生器保管庫（1号及び2号炉共用、既設）を1号、2号及び3号炉共用とし、3号炉の原子炉容器上部ふたの取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等を貯蔵保管する。

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請については、

- ・ 原子炉の使用の目的（商業発電用）を変更するものではないこと
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・ 海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請については、

- ・ 「原子力発電を基幹電源に位置付けて、着実に推進していくべき」とする原子力政策大綱の方針に沿ったものであること
- ・ 発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間、適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、原子力政策大綱における我が国の核燃料サイクルに対する基本的考え方に沿ったものであること
- ・ 本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質（ウラン）については、長期購入契約等により計画的に確保し、3号炉の運転に使用される核燃料物質（プルトニウム）については、九州電力株式会社の使用済燃料の再処理により回収されるプルトニウムを利用していくという方針を変更するものではないこと
- ・ 発生する放射性廃棄物については、原子力政策大綱における我が国の放射性廃棄物の処理・処分に対する基本的考え方に沿って適切に処理・処分するという方針を変更するものではないこと

から、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

3号炉の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更に伴う工事に要する資金は、約60億円であり、これらの資金については、自己資金等により調達する計画としている。

九州電力株式会社における総工事資金の調達実績、その調達に係る自己資金及び外部資金の状況から、工事に要する資金の調達は可能と判断した。

なお、その他の変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない。

このことから、本申請に係る原子炉施設を設置変更するために必要な経理的基礎があると認められる。